

LEC行政書士講座をご受講いただきまして、ありがとうございます。

2017年度行政書士試験向け講座の使用教材『合格講座講義録』につきまして、以下の  
ような訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、ご確認をお願いいたします。

## GU17001 『2017行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 81) <参照②：刑法 199 条(当時)>

人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ3年以下ノ懲役ニ処ス

↓ (訂正)

人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ3年以上ノ懲役ニ処ス

(p. 249) **MEMO**、上から4行目

を審査し具体的に法令を適用して、その争を解説調整できるものとはいえない。」と

↓ (訂正)

を審査し具体的に法令を適用して、その争を解決調整できるものとはいえない。」と

(p. 257) **判旨**、上から1行目

司法裁判所が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされて

↓ (訂正)

司法裁判権が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされて

(p. 283) 「(2) 国会の予算修正権」、本文、上から1行目

予算の修正には、① 原案の廃除<sup>さくじょ</sup>削除を行う「減額修正」と、② 原案にて

↓ (訂正)

予算の修正には、① 原案の廃除<sup>さくげん</sup>削減を行う「減額修正」と、② 原案にて

(p. 317) 「(2) 裁判員制度の概要」、本文、上から1行目

⇒ 2010-2-5

↓ (訂正)

⇒ 2010-2-才

(p. 318) **関連知識を CHECK !**、上から1行目

⇒ 2010-2-5

↓ (訂正)

⇒ 2010-2-才

**GU17002 『2017 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』**

(p. 15) **関連知識を CHECK !**、上から 1 行目

【成年後見人による郵便物の管理、開**被**権限の明文化(2016 年改正)】

↓ (訂正)

【成年後見人による郵便物の管理、開**被**権限の明文化(2016 年改正)】

(p. 15) **関連知識を CHECK !**、上から 5 行目

を開**被**できることが規定された(860 条の 3)。また、(ii) 成年後見人は、成

↓ (訂正)

を開**披**できることが規定された(860 条の 3)。また、(ii) 成年後見人は、成

(p. 68) **MEMO** (下)、上から 1 行目

追認拒絶の相手方および追認の効果は、追認の場合と同様である(113

↓ (追加)

追認拒絶の相手方および追認**拒絶**の効果は、追認の場合と同様である(113

(p. 100) 「1 所有権の取得時効」、下から 2 行目

所有権を**取得時効**すると、時効期間のはじめにさかのぼって所有権を

↓ (訂正)

所有権を**時効取得**すると、時効期間のはじめにさかのぼって所有権を

(p. 105) **関連知識を CHECK !**、上から 6 行目

滅時効は、各割賦債務の弁済期ごとに順次進行し、**債務**者が特に残債務全額

↓ (訂正)

滅時効は、各割賦債務の弁済期ごとに順次進行し、**債権**者が特に残債務全額

(p. 126) **MEMO** (中央)、上から 2 行目

を図る**の**ための規定であるが、これらと異なり、第三者の「善意」を

↓ (削除)

を図るための規定であるが、これらと異なり、第三者の「善意」を

(p. 146) 「1 即時取得とは」、本文、上から 1 行目

「即時取得」とは、動産取引の安全を図る**め**、無権利者から取引によっ

↓ (追加)

「即時取得」とは、動産取引の安全を図る**ため**、無権利者から取引によっ

(p. 155) **関連知識を CHECK !**、上から 4 行目

地の一部の**譲受**人の所有地のみを通行することができる。この場合においては、

↓ (訂正)

地の一部の**譲渡**人の所有地のみを通行することができる。この場合においては、

(p. 176) **関連知識を CHECK !**、上から 3 行目、  
備えた第二譲受人が不動産の引渡請求をした場合、第二譲受人は、譲渡人  
↓ (訂正)  
備えた第二譲受人が不動産の引渡請求をした場合、第一譲受人は、譲渡人

(p. 176) **関連知識を CHECK !**、上から 5 行目  
することはできない(最判昭 43. 11. 21)。B の損害賠償請求権は 177 条で負け  
↓ (訂正)  
することはできない(最判昭 43. 11. 21)。第一譲受人の損害賠償請求権は 177 条で負け

### **GU17003 『2017 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』**

(p. 275) **関連知識を CHECK !**、上から 5 行目、  
た場合、D は、B に対して履行を求めことができるのかという問題がある。  
↓ (訂正)  
た場合、D は、C に対して履行を求めことができるのかという問題がある。

(p. 275) **関連知識を CHECK !**、上から 10 行目  
譲受人に債権が帰属している場合に限られる。したがって、D は、B に対し  
↓ (訂正)  
譲受人に債権が帰属している場合に限られる。したがって、D は、C に対し

(p. 327) 本文、上から 5 行目  
なかった場合、契約を解除することができる(565 条、563 条 2 項)。  
↓ (追加)  
なかった場合、契約を解除することができる(565 条、563 条 2 項)。**買主は、  
代金減額請求をする場合でも契約を解除する場合でも、善意であれば、  
損害賠償を請求することもできる(565 条、563 条 3 項)。**

(p. 426) 「2 実子」、本文、上から 2 行目  
(i) 母子関係については、棄児や人口生殖の場合を除けば、分娩の事  
↓ (訂正)  
(i) 母子関係については、棄児や人工生殖の場合を除けば、分娩の事

(p. 429) 「(c) 推定の及ばない子」、本文、上から 4 行目  
このように、722 条の期間内に妻が出産した子のうち、妻が夫によって  
↓ (訂正)  
このように、772 条の期間内に妻が出産した子のうち、妻が夫によって

(p. 449) **MEMO** (中央)、下から 1 行目  
変更される可能性のあることが指摘されている(2016 年 10 月現在)。

↓ (追加)

変更される可能性のあることが指摘されている(2016 年 10 月現在)。**2016 年 12 月に、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」という決定(最決平 28.12.19)が出された。**

#### **GU17004 『2017 行政書士試験 合格講座講義録【行政法 I 総論・手続法】』**

(p. 136) **MEMO**、上から 5 行目  
についての情報や窓口での受付**事件**等』が、② 申請者に対しては『申請後に申請者  
↓ (訂正)

についての情報や窓口での受付**時間**等』が、② 申請者に対しては『申請後に申請者

#### **GU17005 『2017 行政書士試験 合格講座講義録【行政法 II 救済法・地方自治法】』**

(p. 195) **【適用除外となる処分・不作為(法 7 条 1 項各号)】** 枠内、上から 13 行目  
者を含む)をする処分(7号) など  
↓ (訂正)

者を含む)がする処分(7号) など

(p. 203) 本文、下から 1 行目  
づく不服申立て)に基づくがされたものとみなされる(法 83 条 4 項)。  
↓ (削除)

づく不服申立て)がされたものとみなされる(法 83 条 4 項)。

(p. 213) **【審理員による審理手続(処分についての審査請求の場合)】** 枠内 (2 箇所)  
(10) 審理関係人への質問(38 条)  
↓ (訂正)

(10) 審理関係人への質問(36 条)

(p. 227) **MEMO** (中央)

再調査の請求、再審査請求のいずれにおいても、裁決の時期に関する規定(法 44 条)は準用されていない(法 61 条、66 条 1 項参照)。

↓ (訂正)

再審査請求においては、裁決の時期に関する規定(法 44 条)は準用されている(法 66 条 1 項)。これに対し、再調査の請求においては、裁決の時期に関する規定(法 44 条)は準用されていない(法 61 条参照)。

(p. 408) 「口 特別的再議請求権」、本文、上から 2 行目

減減額議決、③ 非常災害対策・感染症予防費削減減額議決がある。

↓ (訂正)

↓ (訂正)

除減額議決、③ 非常災害対策・感染症予防費削減減額議決がある。

(p. 412) **趣旨**、上から 4 行目

138 条の 4 第 2 項は、委員会が法律の定めるところにより、規則その他の規定を

↓ (訂正)

138 条の 4 第 2 項は、委員会が法律の定めるところにより、規則その他の規程を

(p. 414) 「(b) 監査委員の職務」、枠内、下から 1 行目

— 特別監査 — 要求等監査 … 事務監査請求・議会**監査請求**・長の要求監査

↓ (訂正)

— 特別監査 — 要求等監査 … 事務監査請求・議会**請求監査**・長の要求監査

(p. 417) **はじめに**、下から 3 行目

また、「住民の福祉の増進」ことが、地方公共団体の存立の目的であるとされている(地

↓ (訂正)

また、「住民の福祉の増進を図る」ことが、地方公共団体の存立の目的であるとされている(地

(p. 428) 「(3) 監査結果に基づく措置」、本文、上から 2 行目

表しなければならない(242 条 4 項)。監査委員の監査・報告は、住民監査

↓ (訂正)

表しなければならない(242 条 4 項)。監査委員の監査・勧告は、住民監査

(p. 444) **過去問**、上から 4 行目

⇒ ○ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、そ

↓ (訂正)

⇒ × 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、そ

以上のように訂正してお詫びいたします。当方の制作上の不手際により大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

2017 年 11 月 1 日 L E C 東京リーガルマインド 行政書士課